平成28年度最高裁判所総合評価審査委員会(第1回) 議事概要

開催日及び場所	平成28年7月20日(水)最高裁判所小会議室
委員	委員長中城康彦(明海大学不動産学部教授) 委員浦江真人(東洋大学理工学部教授) 伊室亜希子(明治学院大学法学部教授) 吉田正紀(経理局営繕課首席技官) 馬見田政公(同次席技官)
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等	別添のとおり

- 1 平成27年度の総合評価落札方式の発注状況について
 - (1) 総合評価落札方式による発注状況について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

履行確実性の確認とはどのような確認をするのか。

【事務局】

入札後,参加者に対して業務の履行が可能かをヒアリングし,点数付けをする。

【委員】

了解した。

- 2 最高裁判所長官公邸新営設計業務 参加者の状況について
 - (1) 最高裁判所長官公邸新営設計業務 参加者の状況について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

1回目と2回目で参加条件は変えたのか。

【事務局】

2回目の参加条件について検討は行ったが、特に参加要件が厳しいとは考えられない ため、最終的には変更していない。過去の案件に比べても、標準的な参加数は確保でき たと考えている。

【委員】

了解した。

- 3 最高裁判所長官公邸新営設計業務の技術提案の評価結果について
 - (1) 最高裁判所長官公邸新営設計業務の技術提案の評価結果について以下の内容を説明
 - 1) 当該業務の概要
 - 2) 評価内容
 - ⑦業務の理解度及び取組意欲
 - ①業務の実施方針
 - の評価テーマに対する技術提案
 - ①既存公邸を考慮した新公邸外観の考え方に関する提案
 - ②プライバシー確保に関する考え方についての提案
 - ③環境負荷低減技術を活用した整備手法に関する提案
 - 3)評価結果の概要
 - 4)技術提案テーマの論点
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

「⑦業務の理解度及び取組意欲」は、どのように評価したのか。

【事務局】

業務の実施方針及び手法と評価テーマに対する技術提案の4枚の提出資料並びにヒアリングにより評価した。

【委員】

評価の着目点の5項目において、評価に重複はないか。

【事務局】

重複した評価はしていない。

【委員】

書面記述の内容とヒアリングの内容はどのように評価に関係するか。

【事務局】

基本的<u>に</u>は書面を評価するが、補足説明としてのヒアリング内容も評価の対象となる。

【委員】

ヒアリングした管理技術者は、本案件が実施となった場合、本業務を担当することが 保証されるのか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

A社について,「⑦業務の理解度及び取組意欲」については,「文化財建造物を手掛けた経験を活かし,積極的に提案していることは極めて良好」と評価している一方,「①業務の実施方針」について,「過去の経験・実績を挙げているが,具体的な取組み体制や設計チームの特徴についての記載がない」という評価があるが,矛盾していないか。

【事務局】

各評価者それぞれの評価であり、やむを得ないと考えている。

【委員】

過去の実績についての記述は、今回どのように評価したのか。

【事務局】

過去の経験を今回業務にどのように生かすかについて、ヒアリングで確認し、評価した。

【委員】

今回の記述内容から過去の具体的な業務名や業者名が類推できるのか。評価に影響しないか。

【事務局】

今回の過去実績の記述内容では業者名が特定されることはなく,公平性に影響はしないと判断した。

【委員】

コスト増になってもいろいろな提案を受けるという方法もあるし、コストの目標を示してそれに収まるように提案してもらう方法もあるが、裁判所はどのように考えているのか。

【事務局】

コスト意識は重要と考えるので,コストの考え方についての評価は今後の検討課題と する。

【委員】

了解した。

- 4-1 丸亀支部庁舎新営工事の技術提案項目について(建築工事)
 - (1) 当該工事の評価項目について説明
 - (2) 委員から意見等はなし
- 4-2 丸亀支部庁舎新営工事の技術提案項目について (電気設備工事)
 - (1) 当該工事の評価項目について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

評価項目で、「②品質管理・③品質向上・⑤品質確保」という言葉が使われているが、 どのように使い分けられているか。

【事務局】

②は、主に施工の内容の点検とかチェックを重点的に管理するために「品質管理」とした。③は、主に配管の施工の詳細な処理や工法に対しての品質向上について提案を求めるため、「品質向上」とした。⑤は、確実な取付・据付を行うための確実な施工を求めるため、「品質確保」とした。

【委員】

「品質向上」は、設計図書以上のことを要求している意味が含まれるため、「品質を 確保する」のほうが適切ではないか。

【事務局】

表現ぶりについては, 今後検討する。

【委員】

了解した。

【委員】

③は、「評価項目」と、「評価項目(概要)」の内容が一致せず、材料と工事の両方が混在している印象がある。また、「耐震性能」はどのような点について、評価するか。

【事務局】

「耐震性能」は、地震時の損壊防止や機器・器具類、照明器具・配電盤の固定の確実性について、評価する。

【委員】

了解した。

【委員】

⑤番は、どんな提案を想定しているのか。

【事務局】

据付固定、今後の改修を踏まえた上での、保守性に関する提案を想定している。

【委員】

了解した。

- 4-3 丸亀支部庁舎新営工事の技術提案項目について(機械担当)
 - (1) 当該工事の評価項目について説明
 - (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

「提案の範囲」で「通常時の漏水」を対象とし、「被害を未然に防ぐ」を加えた理由は何か。

【事務局】

法廷や記録庫など漏水によって浸水することは裁判所の機能に多大な影響があるため,「被害を未然に防ぐ」を加えている。

【委員】

地震等の非常時を対象とした提案があった場合はどのように評価するか。

【事務局】

今回は施工管理・作業者の教育状況など,施工時の品質管理に重点をおいているため, 地震等に対する提案は,評価の対象外とする。

【委員】

了解した。

- 5 その他について
 - (1) 第2回総合評価審査委員会の開催日及び主な議題について事務局より説明
 - (2) 委員から意見等はなし